

道路環境課工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱第9条に基づき、道路環境課が発注する建設工事、建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品調達、建設工事等に係るものを除く委託等（以下「物品等」という。）に係る業者の適正な選定等に関し必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定を図る等、前条の目的を達するため、道路環境課工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる建設工事等の発注に係る事項
 - ア 執行予定額が2億円未満の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が2,000万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託
- (2) 次に掲げる建設工事等に係る積算単価を作成するための見積依頼業者の選定に係る事項
 - ア 建設工事の請負
 - イ 建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託
- (3) 埼玉県建設工事請負等業者選定委員会及び県土整備部建設工事請負等業者選定委員会が所掌する事項以外で、委員長が特に必要と認めた事項
- (4) 執行予定額が100万円を超える物品等の調達に係る事項（ただし、入札課が所管するものを除く。）

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長 課長
 - 委員 主査以上の職にある者（県警との相互派遣職員を除く）
- 2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副課長のうち提案事務を担任する者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議は、秘密とし、その記録は原則として公開とする。ただし、積算のための見積書徴取得相手方の選定の審議については非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務・管理担当に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定又は入札参加条件の設定を行う場合には適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

ただし、令和5年度の歳出予算の執行及び令和4年度の予算で定める債務負担行為（令和4年度の歳出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用する。

※令和4年度の歳出予算の執行に係るものは従前どおり